

会員各位

一般社団法人愛知県馬主協会
会長 服部 康夫

出走取消および見舞金請求用診断書について
(愛知県競馬組合 令和5年12月25日付通知)

愛知県競馬組合事務局長
(公印省略)

出走取消および見舞金請求用診断書について (通知)

令和5年8月21日に名古屋競馬場所属調教師により、在厩していない馬を出走投票した責任を隠蔽するために、開業獣医師に虚偽の出走取消用診断書を作成するように依頼、依頼された愛知県公営競馬獣医師会所属の獣医師が当組合との契約条項に違反し虚偽の診断書を作成後、当組合に虚偽の報告をした事案が発生したことにより、競馬監督課から強く改善を求められたところです。

つきましては、下記のとおり取扱いを変更しますのでご注意ください。

記

- 1 第21回名古屋競馬から出走取消に関する診断料の組合負担を廃止します。
- 2 令和5年12月29日以降、見舞金請求に係る診断料の組合負担を廃止します。
- 3 1, 2の診断は愛知県公営競馬獣医師会に所属していない、開業獣医師による診断も可能とします。
- 4 見舞金請求時には事故申告書と併せて開業獣医師の診断書を添付してください。

(文書取扱 愛知県競馬組合 業務・指導課 安達・向井 0567-69-7290)